

■練馬区まちづくり条例の窓口【開発調整関係】

○土地取引に係る窓口

	対 象	担当部署
土地取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地取引の届出 ・ 2,000㎡以上の土地取引(開発事業を目的とするもの) 	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係 (本庁舎16階 ☎5984-1544)

○開発調整に係る窓口

(1)～(5)の開発調整については、**建築・開発担当部開発調整課開発審査係または宅地開発係**による開発区域の確認を踏まえた後の手続となります。(要事前相談：本庁舎15階 ☎5984-1648)

	対 象	担当部署
開発調整	(1) 大規模建築物・特定用途建築物 [集客施設以外]	[手続] 建築・開発担当部 開発調整課 管理係 (本庁舎15階 ☎5984-1081) [基準] ※ 建築・開発担当部 開発調整課 調整係 (本庁舎15階 ☎5984-1643)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物 ・ 葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫の建築、増築、用途変更 ・ ワンルーム形式の集合住宅 (ワンルーム住戸数が15戸以上の集合住宅)の建築※ ・ 寄宿舍(40㎡未満の住室が2室以上)の建築※ ・ 大規模長屋等の建築 	
	(2) 大規模建築物・特定用途建築物 [集客施設]	産業経済部 経済課 中小企業振興係 (本庁舎9階 ☎5984-1483)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積500㎡以上の集客施設の建築、増築、用途変更 	
	(3) 宅地開発事業(開発区域面積500㎡以上)	①建築・開発担当部 開発調整課 開発審査係 ②建築・開発担当部 開発調整課 宅地開発係 (本庁舎15階 ☎5984-1648)
	①開発行為(都市計画法による開発) ②開発行為以外	
(4) 墓地等	健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係 (東庁舎6階 ☎5984-2485)	
(5) 自動車駐車場等	環境部 環境課 環境規制係 (本庁舎18階 ☎5984-4712)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積300㎡以上の自動車駐車場 (建築物に付属する駐車場を除く。) ・ 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場の設置 ・ 上記規模の既存自動車駐車場の形式変更、路面舗装工事 ・ ペット火葬施設等の設置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発事業の届出 ・ 開発区域面積300㎡以上および上記(1)～(5)の開発調整すべて 	都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 (本庁舎16階 ☎5984-1534)

○基準等に係る窓口

	対 象	担当部署
■ 雨水流出抑制施設の設置		土木部 計画課 総合治水係 (本庁舎13階 ☎5984-2074)
■ 一時停車空地の設置 (敷地面積1,000㎡以上かつ15戸以上の集合住宅を建築する場合)		建築・開発担当部 開発調整課 管理係 (本庁舎15階 ☎5984-1081)
■ 緑化		建築・開発担当部 開発調整課 緑化審査係 (本庁舎15階 ☎5984-2406)
■ 景観		建築・開発担当部 開発調整課 管理係(景観担当) (本庁舎15階 ☎5984-1526)
■ 廃棄物保管場所等および集積場所の設置		環境部 練馬清掃事務所 (豊玉上2-22-15 ☎3992-7141)
		環境部 石神井清掃事務所 (上石神井3-34-25 ☎3928-1353)
■ 公園等の設置		土木部 道路公園課 公園係 (本庁舎14階 ☎5984-1365)
■ 街路灯の設置		土木部 道路公園課 街路灯係 (本庁舎14階 ☎5984-2379)